

公益財団法人計算科学振興財団 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 財団が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者があらかじめ用途を特定して寄附した寄附金
- (3) 賛助会費 財団の賛助会費としての会費

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 財団は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れないものとする。

- (1) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与するという条件が付されているとき。
- (2) 寄附金を受け入れることにより、財団の業務、財務又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が公益財団法人計算科学振興財団定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。

(受入手続)

第4条 寄附金を財団に寄附しようとする申し出があった場合は、寄附内容を書面で徴するものとする。

2 理事長は、寄附金の申し出を受理したときは、前条に定める基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れの決定を行う。

3 寄附金の受け入れを決定したときは、寄附者にその旨を文書で通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の用途)

第5条 一般寄附金については、50パーセント以上を公益目的事業費に使用するものとする。

2 特定寄附金については、全額を寄附者が特定した用途に使用するものとする。

3 賛助会費については、50パーセント以上を公益目的事業費に使用するものとする。

(補則)

第6条 賛助会費の受入手続、使途、その他必要な事項については、別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。